

平成22年9月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 倉田優巳

平成22年(ネ)第977号 不当利得返還請求控訴事件(原審・東京地方裁判所
平成21年(ワ)第15787号)

口頭弁論終結日 平成22年7月1日

判 決

東京都品川区東品川2丁目3番14号

控 訴 人	C F J 合 同 会 社
同 代 表 者 代 表 社 員	C F J ホールディングス株式会社
同 職 務 執 行 者	浅 野 俊 昭
同 代 理 人 支 配 人	山 本 圭 一

札幌市中央区

被 控 訴 人	
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	内 藤 満

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

以下、本判決の略称は、新たに付するもののほか、原則として、原判決のものをを用いる。

- 1 本件は、被控訴人が貸金業者であったアイク株式会社(以下「アイク」という。)との間でアイクを貸主とし、被控訴人を借主として行った借入れと弁済

とを繰り返す継続的な金銭消費貸借取引（以下「無担保取引」という。）及びその後の不動産を担保とし、600万円を貸付金としてこれを120回の月払いで弁済する旨の金銭消費貸借取引（以下「不動産担保取引」といい、無担保取引と合わせて「本件貸付取引」という。）に関し、被控訴人が、平成15年1月1日にアイクを吸収合併して不動産担保取引における貸主たる地位を承継した貸金業者である控訴人に対し、本件貸付取引の弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）所定の制限を超えて約定利率による利息として支払った部分を元本に充当することにより過払金が生じたとして、不当利得返還請求権に基づき、1023万8611円（過払金元金852万2896円及びこれに係る最終取引日である平成20年11月25日までの年5分の割合による民法704条の確定利息171万5715円の合計額）並びに上記過払金元金に対する同月26日から支払済みまで年5分の割合による民法704条の利息の支払を求めた事案である。

2 原判決は、被控訴人の請求につき、828万3494円及びうち702万0354円に対する平成20年11月26日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で認容し、その余を棄却したため、控訴人がこれを不服として控訴をした。

3 (1) 前提となる事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記(3)に被控訴人の当審における補充の主張を記載するほか、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1、2(1)、(2)及び(4)並びに3(1)及び(2)に記載のとおりであるから、これを引用する。

ただし、原判決を次のとおり改める。

ア 原判決2頁9行目の「被告」を「控訴人（なお、控訴人がアイクを吸収合併する前の間の無担保取引及び不動産担保取引における貸主は、アイクであるが、控訴人は、アイクの包括承継人であることにかんがみ、本件貸付取引について、控訴人と被控訴人間のものとして記載する。）」と改め

る。

イ 原判決2頁10行目末尾の次に改行の上、次のとおりを加える。

「このうち上記「年月日」欄記載の「1998 6 16」（平成10年6月16日）に対応する上記「弁済額」欄記載の「¥863,123」（86万3123円）の弁済までの取引が無担保取引の分であり、同日の「借入金額」欄記載の「¥6,000,000」（600万円）の借入以後の取引が不動産担保取引の分である。」

ウ 原判決2頁15行目及び16行目の「消滅時効を援用する。」を「平成21年10月1日の原審第1回弁論準備手続期日において、その消滅時効を援用する旨の意思表示をした。」と改める。

(2) なお、原審における争点3（控訴人が民法704条にいう「悪意の受益者」に当たるか（原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2(3)））及び争点4（平成10年6月16日～平成20年11月25日の不動産担保取引について被控訴人が遅延損害金の弁済義務を負うか（原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2(4)））については、次のとおりである。

ア 上記争点3について、控訴人は、平成22年7月1日の当審第2回口頭弁論期日において、控訴人が悪意の受益者（民法704条）に当たらない旨の主張を撤回した。

よって、本件貸付取引に関し、控訴人が悪意の受益者に当たるものとして民法704条の利息が算定される。

イ 前記争点4について、控訴人は、平成22年5月25日の当審第1回口頭弁論期日において、被控訴人の期限の利益の喪失の有無と無関係に遅延損害金が発生する旨の原審の主張を撤回し、被控訴人が約定の期日に弁済金の支払を怠った場合には、控訴人において期限の利益の喪失を宥恕することなく、被控訴人から元利金及び遅延損害金の一部弁済を受領し続けた

旨の主張に変更したが、さらに、同年7月1日の当審第2回口頭弁論期日において、被控訴人が約定の期日に弁済金の支払を怠った場合について、被控訴人が弁済金の支払をすれば、再度期限の利益を付与し、当初から支払の懈怠がなかったものとして貸付取引を継続した旨の主張に改めた。

(3) 被控訴人の当審における補充の主張（争点2関係）

不動産担保取引に係る金銭消費貸借契約の締結に際して控訴人が被控訴人に対し交付した金員は、513万6877円のみであり、これと上記の額面金額600万円との差額86万3123円は、無担保取引における存在しない債務の弁済に充てられたものである。

したがって、上記金銭消費貸借契約は、その要物性にかんがみ、600万円全額について成立することはない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の請求は、828万3494円及びうち702万0354円に対する平成20年11月26日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないものと判断する。

その理由は、次のとおりである。

- 2 争点1について

原判決の「事実及び理由」中の「第3 争点に対する判断」の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 3 争点2について

- (1) 原判決の「事実及び理由」中の「第3 争点に対する判断」の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (2) 控訴人は、控訴理由として、原審における主張を繰り返し、本件貸付取引について、無担保取引と不動産担保取引とは別のものであり、これらを一連の取引であるとして充当計算をした原判決は誤りである旨主張する。

ア たしかに、無担保取引は、基本契約に基づいて継続的に借入れと借入金

額に応じた一定額の金員を毎月ごとに弁済することとを繰り返すいわゆる
リボルビング方式のものであり、その利率は当初年36%、後に年28.
60%であり、遅延損害金率は少なくとも平成10年4月14日以降の分
については年39.98%であったが、不動産担保取引は、不動産を担保
としてこれに根抵当権を設定し、確定金額である600万円を貸付金とす
る金銭消費貸借であって、利息は年18.50%、遅延損害金率は年2
9.20%とし、平成10年7月1日を第1回として毎月11万0100
円ずつ120回にわたり支払うこととするものであり（乙3、17、18
及び19）、両取引の契約形態及び契約条件は、大きく異なるものであ
る。

イ しかして、前記前提事実、前記引用に係る原判決認定事実、証拠（甲
1、乙1から3）及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。
（7）被控訴人は、昭和63年3月ころ、アイクの札幌支店との間で無担
保取引を始め、平成10年6月当時、その借入限度額は100万円であ
ったが、アイクのほかに数社の貸金業者に対する借入金債務を負担
していたため、それらの弁済原資の調達に苦慮していたところ、その
ころ、アイクの当時の営業担当社員から、被控訴人の母が所有する建
物（マンションの一室）を担保に供してアイクから借入れをし、他の
貸金業者に対する借入金債務を完済した上、アイクに対する借入金債
務に一本化することについての勧誘を受け、その際、上記社員から、
不動産を担保とする借入れは、無担保の金銭消費貸借取引と比較して
利率も有利である旨の説明を受けたことから、上記勧誘に応じること
とし、平成10年6月16日、不動産担保取引に係る600万円の貸
付けを受けた。

なお、被控訴人は、当時、東京都内に住所を有していたが、不動産
担保取引は、無担保取引におけると同様にアイクの札幌支店において

取り扱われ、契約番号も従前同様の支店コード（「9704」）と会員番号（「0020655」）とで特定されている。

(イ) 控訴人は、不動産担保取引を始めるに当たり、平成10年6月16日時点の無担保取引の約定上の残債務の額を86万3123円（同月9日時点の残元金85万8415円及びこれに対する同月10日から16日までの年28.6%の割合による約定利息4708円の合計額。乙1）と算定し、これを被控訴人に告げた上、同月16日、前記600万円の一部をもって上記残債務の清算を行い、無担保取引を終了させた上、被控訴人に対しては600万円から上記残債務相当額の86万3123円を控除した513万6877円を交付した。

ウ また、アイクが不動産担保取引を行うについては、あらかじめ、被控訴人との折衝のほか、被控訴人の負債の把握、貸付額の設定、担保不動産の評価等を初めとする金銭消費貸借契約の締結の可否やその内容についての検討並びにそれらの稟議及び決裁の経たものと推認されるとともに、不動産担保取引に係る金銭消費貸借契約書（乙3）においては、その提出書類として給与明細書、源泉徴収票、先順位残高証明書が徴求されたことの記載があること、また、担保不動産につき「極度額900万円」と記載されている一方、貸付額が600万円とされたこと、以上の各事実を併せ考えると、上記貸付額は、本件の無担保取引の残債務額のほかに、被控訴人の他の貸金業者に対して負担する借入金残債務の合計額を併せ考慮して決定されたものと認められる。

エ 以上の認定事実を総合勘案すれば、アイクの前記担当社員及び被控訴人は、不動産担保取引に係る貸付金の一部を無担保取引の残債務の弁済に充てるとともに、被控訴人の他の貸金業者に対して負担する借入金残債務の弁済原資を調達する意図の下に、平成10年6月16日に不動産担保取引を開始し、同日、直ちにその貸付金の一部をもって無担保取引を清算して

終了させたものであると認められ、しかるときは、前示のとおり、無担保取引と不動産担保取引の各契約形態及び契約条件は相違してはいるものの、不動産担保取引は、上記認定の限度において無担保取引に係るいわゆる借換え及び借増しをしたものであったと認めるのが相当である。そして、利息制限法所定の利息の限度を超える弁済金について、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律43条1項所定のいわゆるみなし弁済が認められるか否かいかんによりなお無担保取引の清算の問題が残る可能性があるところ、上記のような借換え及び借増しをする貸付取引の当事者は、複数の権利関係が発生するような事態が生ずることを望まないのが通常であるというべきであることにもかんがみると、アイクの前記担当社員及び被控訴人は、無担保取引の清算及び不動産担保取引の開始を同時にかつ一体的に行うことによってアイク及び被控訴人間の債権債務関係を簡明にすることを意図していたものと認められる。してみれば、本件における無担保取引及び不動産担保取引は、同一当事者間における無担保取引の残債務部分についての借換え及び借増しとして、事実上、1個の連続した貸付取引であると評価することができるのであるから、アイク及び被控訴人間には無担保取引から生じた過払金を不動産担保取引に基づく新たな借入金債務の弁済に充当する旨の合意が存在するものと解するのが相当である。

そうすると、上記過払金の弁済充当合意が存すると解される本件貸付取引については、無担保取引に係る過払金が不動産担保取引に係る債務の弁済に充当される特段の事情があるというべきである。

オ したがって、前記(1)に引用した原判決の認定判断は、正当として是認することができ、控訴人の前記の主張は、採用することができない。

(3) 以上によれば、控訴人の無担保取引に係る過払金の返還請求権が時効消滅した旨の主張も理由がない。

4 争点4について

被控訴人が不動産担保取引において期限の利益を喪失したか否かに関し、不動産担保取引に係る金銭消費貸借契約においては、被控訴人が「毎月の返済期日を1日でも遅滞したとき」は、被控訴人は、期限の利益を失う旨の条項が定められているが（乙34の1及び2）、前記のとおり、控訴人は、平成22年7月1日の当審第2回口頭弁論期日において、従前の主張を改め、被控訴人が約定の期日に弁済金の支払を怠った場合においても、支払をすれば、再度期限の利益を付与し、当初から支払の懈怠がなかったものとして本件貸金取引を継続した旨主張した。

前記前提事実によれば、被控訴人は、不動産担保取引が終了するまでの間、弁済期又はその後における弁済金の支払を継続しているから、結局、被控訴人は、不動産担保取引の当初から期限の利益を失わなかったこととなり、不動産担保取引に係る遅延損害金を支払う義務はないことに帰するものである。

したがって、被控訴人が上記遅延損害金を支払う義務がある旨の控訴人の主張は、採用することができない。

- 5 以上によれば、控訴人は、被控訴人に対し、本件貸付取引に関し、悪意の受益者として、過払金及びこれに係る民法704条の利息の支払義務を負うというべきであり、その額は、原判決別紙計算書のとおり算定され、被控訴人の請求は、過払金元金702万0354円及びこれに係る最終取引日である平成20年11月25日までの年5分の割合による確定利息126万3140円の合計828万3494円並びに上記過払金元金に対する同月26日から支払済みまで年5分の割合による民法704条の利息の支払を求める部分は理由があるから正当であり、その余の部分は理由がないから失当である。

第4 結論

以上の次第で、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 稲 田 龍 樹

裁判官 金 子 順 一

裁判官 内 堀 宏 達

これは正本である。

平成22年9月28日

東京高等裁判所第4民事部

裁判所書記官 本橋 真生

